

# 基礎研 レポート

## EU のデジタルサービス法施行 欧州における違法コンテンツへの対応

保険研究部 常務取締役研究理事 松澤 登  
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

2022年10月19日、EUの規則であるDigital Services Act（以下、DSA）がEUジャーナルに掲載され、同年11月16日に施行された。事業者への具体的な適用は施行より15か月後とされている。なお、本文で述べる通り、特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者に関する特別な規定があるところ、特に大きなオンラインプラットフォーム等の指定および該当規則の適用には別途の施行日程が定められている<sup>1</sup>。

DSAは2020年12月にDigital Market Act（以下、DMA）と合わせて欧州委員会より提案され、いずれも欧州議会、欧州理事会との折衝を経て2022年4月に立法が合意されたものである。なお、DMAは欧州の競争法違反行為にかかる事前規制である一方、DSAはネット上のillegal contents（違法コンテンツ）にかかる規律である。

ここで違法コンテンツの概念には、オフライン環境における既存の規則を広く反映すべきとされており、特に、その形式にかかわらず、適用される法律の下で、違法なヘイトスピーチやテロリストのコンテンツ、違法な差別的コンテンツなど、それ自体が違法であるか、または適用される法律によって当該違法行為の関連事実を考慮して違法となるものを指す。具体的な例としては、児童性的虐待を描いた画像の共有、違法な同意のない私的な画像の共有、オンラインストーキング、非合法または偽造商品の販売、消費者保護法に違反した商品またはサービスの販売、著作権で保護された素材の許可のない使用、宿泊施設の違法な提供、生きた動物の違法な販売が含まれる（前文(12)）。

DSAは規則として立法された。そのため、各国の立法を要するDirectiveとは異なり、直接に各国において法的な効力が生ずる。なお、以下、引用で単に条文だけを示すものはDSAの条文である。

<sup>1</sup> 2023年2月17日までにデジタルプラットフォーム提供者から月間アクティブユーザー数を報告させ、その後、特に大きなオンラインプラットフォームとしての指定を行う。そして指定から4か月で規則が適用される。

## 2— DSA の立法目的・概要

### 1 | DSA の立法目的

DSA の目的は、前文および 1 条 1 項に記載されている。すなわち、DSA の目的はオンライン仲介サービスが域内市場において適切に機能するように貢献することにあるとする。そしてこのことは、イノベーションが促進されるとともに、表現と情報の自由、ビジネスを行う自由、差別されない権利、高度な消費者保護を含む、欧州憲章に掲げられた基本的権利が効果的に保護される、安全で予測可能かつ信頼できるオンライン環境のための調和された規則を定めることで行われるとする(1 条 1 項、前文(3))。

### 2 | DSA の概要

DSA は、国内市場における仲介サービスの提供に関する調和された規則を定めるものである。特に以下を確立する(1 条 2 項)。

- (a) 仲介サービス提供者の責任を条件付きで免除する枠組み (第 2 章 : 4 条~10 条)
- (b) 仲介サービス提供者の特定のカテゴリに合わせた特定のデューディリジェンス義務 (誠実義務) に関する規則(第 3 章 : 11 条~48 条)
- (c) 所管官庁間の協力および調整に関するものを含め、本規則の実施および執行に関する規則 (第 4 章 : 49 条~88 条)。なお、この部分には特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者に対する監督が含まれている。

## 3— DSA の規制対象

### 1 | DSA の適用サービス

DSA は、域内に事務所(place of establishment)が所在するか、あるいは域内に所在するサービスの受け手(recipient of the service)に対して、仲介サービス(intermediary service)を提供する提供者(providers)に適用される。域内の受け手にサービスを提供する者については、その者の所在地がどこにあるのかは関係がない(2 条 1 項)。

サービスの受け手とは、自然人または法人であって、情報を求め、あるいは情報を提供する (make it accessible) 目的で仲介サービスを利用する者のことをいう(3 条(b))。つまり情報の受け手と投稿者 (あるいは発信者) の両方を含む。

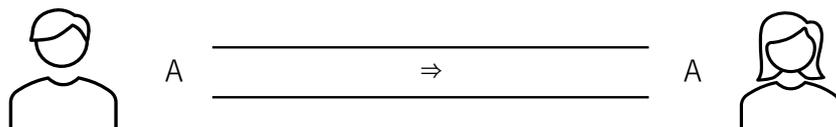
また、サービスとは情報社会サービス(Information Society service)、つまり通常は報酬を得て、遠隔地間で(at a distance)、電子的手段で(by electric means)、かつサービスの受け手からの個別の要求によって提供されるサービスのことを指す(3 条(a)、Directive(EU) 2015/1535 1 条 1 項(b))。

### 2 | 仲介サービス提供者の種類

仲介サービス提供者であるが、提供する仲介サービスには三つのものが含まれる (第 2 条(g))。一つ目は「単なる導管」(mere conduit)サービスである。通信ネットワークの中で、サービスの受け手

から提供された情報の送信あるいは通信ネットワークへのアクセスの提供を行う（図表1）<sup>2</sup>。

【図表1】単なる導管（情報Aの伝達）



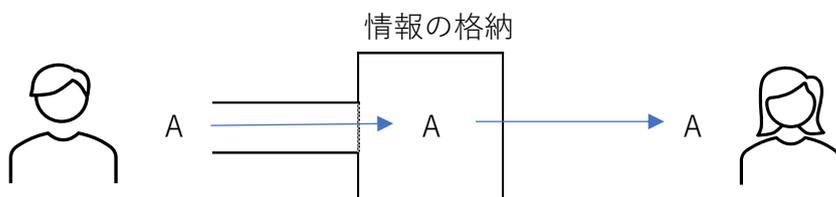
二つ目が「一時保管(キャッシュ)」(caching)サービスである。これは通信ネットワークの中で、サービスの受け手から提供された情報を、他の受け手からの要請に基づいて送信を行うにあたって、情報の送信をより効果的に行うことだけを目的として自動的、中間的、一時的に情報を保管するものを指す（図表2）<sup>3</sup>。

【図表2】キャッシュサービス（情報Aの伝達（一時保存含む））



三つ目が、「ホスティング」(hosting)サービスである。これはサービスの受け手から提供され、または受け手から要求された情報の格納 (storage) を行うものである（図表3）<sup>4</sup>。

【図表3】ホスティングサービス（情報Aの格納）



### 3 | ホスティングサービスの種類

DSA は主にホスティングサービスに対する規律が中心となっているが、さらに二つの種類のサービスが特別な規律の対象となっている。それらは①オンラインプラットフォームと、②オンライン検索エンジンである。

<sup>2</sup> 単なる導管には、インターネット交換ポイント、無線アクセスポイント、仮想プライベートネットワーク、DNS サービスおよびリゾルバ、トップレベルドメイン名レジストリ、レジストラ、デジタル証明書を発行する認証局、ボイスオーバーIP およびその他の個人間通信サービスなどの一般的なカテゴリのサービスが含まれる（前文(29)）。

<sup>3</sup> キャッシュサービスにはコンテンツ配信ネットワーク、リバースプロキシまたはコンテンツ適応プロキシの単独提供が含まれる（前文(29)）。

<sup>4</sup> ホスティングサービスには、クラウドコンピューティング、ウェブホスティング、有料参照サービス、またはファイルストレージや共有を含むオンラインでの情報やコンテンツの共有を可能にするサービスなどがある（前文(29)）。

①オンラインプラットフォームは、サービスの受け手からの要求により、情報を保存し、公衆に配布するホスティングサービスを意味する(3条(i))。たとえば Facebook などのソーシャルネットワーク (SNS) や、Amazon など物販サイトなどが該当する (前文(13)参照)。ただし、付随的にのみこの機能を有する者は除かれることとされ、たとえばコメント欄のある新聞のサイトなどは除外される (同前文)。

②オンライン検索エンジンは、キーワードなどの入力により、任意のテーマについての照会に基づいて、原則としてすべてのウェブサイトの検索を行い、要求された内容に関連する情報を見つけて任意の形式で結果を返す仲介サービスを意味する (3条(j))。例えば Google 検索サービスが該当する。

なお、オンラインプラットフォームとオンライン検索エンジンのうち、特に大きなものについては追加的な義務が課されている。

【図表 4】対象となる仲介サービスの分類

ホスティングサービス		オンライン検索エンジン	
オンラインプラットフォーム	オンライン検索エンジン		
遠隔契約が可能なもの			
特に大きなオンラインプラットフォーム		特に大きなオンライン検索エンジン	

※上記図のほか、単なる導管とキャッシュサービスがあるが省略する。

## 4—仲介サービス提供者の責任の免除と義務

### 1 | 仲介サービス提供者の責任の免除

DSA の主要な目的の一つが仲介サービス提供者の責任免除である。上記で述べた 3 種のサービスの相違により、免責とされる条件が異なる。なお、免責ということは仲介サービス提供者に責任が生じうるということを意味するが、この点については「7—検討 1 | 仲介サービス提供者の免責の規定の仕方」で詳述する。

(1)単なる導管 一つ目の単なる導管サービスの提供者については、提供者が①送信を開始しない、②送信先を選択しない、および③送信に含まれる情報について選択あるいは修正しないときには責任を負わない (4条第1項)。

(2)一時保管サービス 二つ目の一時保管 (キャッシュ) サービスの提供者については、提供者が①情報を修正しない、②情報のアクセス条件を遵守している、③業界で広く理解されている方法により情報更新のルールを遵守している、④業界で広く理解されている方法により、情報の利用についてデータを得るための技術の合法的な利用を阻害するものでない、および⑤送信されたソースとなった情報がネットワークから削除されたか、アクセスが遮断されたという事実、または裁判所や行政が削除やアクセスを遮断するように命じたという事実を実際に提供者が知ったときに、迅速に情報を削除するか、アクセスを遮断するように行動したという条件の下で、責任を負わない (5条第1項)。

(3)ホスティングサービス 三つ目のホスティングサービスについては、提供者が①違法活動や違法コンテンツについて実際に知らなかったとき、また損害賠償請求に関して、行為やコンテンツの事実や状況からこれらの違法性が明らかであるとは認識できなかったとき、あるいは②実際にそのことを知ったか気が付いたときに、迅速に違法コンテンツを削除するか、アクセスを遮断したときには、提供者は責任を負わない（6条第1項）。

## 2 | 仲介サービス提供者の基本的な義務

(1)仲介サービス提供者の一般義務 仲介サービスの提供者は、違法なコンテンツの検出、特定および削除、またはアクセスの無効化を目的とした自主的な調査またはその他の措置を実施したことにより、必要な措置を講じたという理由のみで、4条、5条、および6条に規定された責任の免除を受ける資格がないとはみなされない(7条)。すなわち、提供者が誠実に行動していることによってかえって責任を負うということがないとする条文である。

仲介サービス提供者は、送信・蓄積する情報を監視(monitor)し、あるいは違法行為を示す状況や事実を積極的に探査する(seek)する一般的な義務を負わない(8条)。このように仲介サービス提供者に何も端緒となる情報がないときに、積極的に調査する義務を負わないことが明記されている。

(2)措置命令・情報提供命令への対応 仲介サービス提供者は、管轄権を有する司法、行政当局から特定の違法コンテンツへの措置命令を受領したときは、当該管轄当局に、不合理な遅滞なく、どのような行動をいつとったかについて報告をしなければならない(9条)。ここでいう具体的な措置命令とは各国の法制度に基づく措置命令であり、DSAに根拠を持つものではない。またDSAは各国法令の効果を制限するものではない(前文(31))。

また、仲介サービス提供者は、管轄権を有する司法、行政当局から特定のサービスの受け手についての情報提供命令を受領したときは、不合理な遅滞なく、管轄当局へ命令を受領したことと、命令が有効になったか及びいつ有効になったかについて情報提供を行う(10条)。ここでの命令もDSAに根拠があるのではなく、他のEU法または各国法令に基づく(前文(34))。

## 5——透明で安全なオンライン環境のための誠実義務(第3章)

### 1 | すべての仲介サービス提供者に関する規定

全ての仲介サービス提供者に適用される規定は以下の通りである。適用対象の内、ホスティングサービスの適用対象は図表5の通りである。

【図表 5】 誠実義務の対象となる範囲(色付き部分が適用範囲)

ホスティングサービス	
オンラインプラットフォーム	オンライン検索エンジン
遠隔契約が可能なもの	
特に大きなオンラインプラットフォーム	特に大きなオンライン検索エンジン

- ①連絡窓口・法的代理人の設置義務(11条～13条)
- ②コンテンツ修正などの利用条件の明示(14条)
- ③コンテンツ修正に関する年次報告書の発行(15条)

※この義務は単なる導管とキャッシュサービスにも適用がある。

(1)連絡窓口等の設置 仲介サービス提供者は、加盟国の管轄当局、欧州委員会、デジタルサービス欧州ボード(European Board of Digital Services、61条で規定。後述)が電子的手段を通じて直接連絡が取れる単一の窓口を設置すべきものとされる(11条)。

また提供者は、サービスの受け手が、自動化されたツール以外の通信手段を選択できるようにすることを含め、電子的手段及び使いやすい方法により、サービスの受け手が直接かつ迅速に通信できるような単一の連絡先を指定しなければならない(12条)。

仲介サービス提供者が域内にサービスを提供するが、域内に施設(establishment)を有さないときには、サービスを提供している加盟国のひとつに、法人又は個人である法的代理人を指名するものとする(13条)。11条、12条で定めるものは連絡窓口である一方、13条は加盟国管轄当局、欧州委員会、理事会等との手続きを進めるときの送達先となるものである(前文(44))。

(2)利用条項の明示 仲介サービス提供者は、サービス利用条項の中に、サービスの受け手により提供されるコンテンツについて、仲介サービスの利用にあたって利用者に課す条件についての情報を含めるものとする(14条)。この条件についての情報には、アルゴリズムや人の判定によるコンテンツの修正(moderation)のために利用される、方針、手続、手段およびツールについての情報を含み、また苦情処理システムにおける処理方法に関する情報を含む。ここでコンテンツの修正とは、仲介サービス提供者により実施される行為で、サービスの受け手から提供された違法コンテンツや利用条件違反のコンテンツを調査、特定、対処することをいう。対処には、違法コンテンツ等の利用、視認性、アクセス可能に影響を及ぼすこと(=コンテンツの表示順位の引き下げ、コンテンツ削除やアクセス遮断など)である(3条(t))。

(3)年次報告書の発行 仲介サービス提供者は、少なくとも年一回、明確かつ簡潔で包括的であって詳細な、該当期間中に実施したコンテンツの修正に関する報告書を発行するものとする(15条)。この報告書には、(a)9条および10条に則って受領した加盟国管轄当局からの命令の件数、(b)ホスティングサービス提供者にあっては、16条(後述)に則って受領した通知の件数、(c)有意で包括的なコンテンツ修正に係る情報、(d)内部苦情処理システムで受領した苦情の件数、(e)コンテンツの修正に

利用された自動的手段などに関する情報を含むものとする（同条）。

## 2 | ホスティングサービス提供者に関する追加規定

次は、ホスティングサービス提供者について、違法なコンテンツが存在した場合における申出、対応、その後の苦情申出等に係る追加規定である。適用対象は図表 6 の通りである。

【図表 6】ホスティングサービス提供者に対する追加規定(色付きが対象範囲)

ホスティングサービス	
オンラインプラットフォーム	オンライン検索エンジン
遠隔契約が可能なもの	
特に大きなオンラインプラットフォーム	特に大きなオンライン検索エンジン

①違法コンテンツに関する申出の仕組みを導入(16条)

②投稿者へコンテンツ削除等の事前通知(17条)

(1)違法コンテンツに関する申出の仕組み ホスティングサービス提供者は、個人または団体が違法コンテンツであるとする特定の情報項目がホスティングサービス上に掲載されていることを提供者に対して容易かつ電子的に通知できる仕組みを導入するものとする（16条1項）。

この仕組みは十分に正確で満足できる裏付けのある通知の提出となることを可能にするものでなければならない。特に(a)個人または団体がなぜその情報が違法コンテンツであると考えたかの理由の説明、(b)違法コンテンツの電子的な所在、正確な URL や追加情報など、(c)通知を行った個人や団体の名前と電子メールのアドレス、(d)個人または団体が提出した通知に含まれる情報や主張が正確で完全であることを誠実に信じている旨の確認文言があること、といった要素が含まれるようにすべきである（16条2項）。このような要素を満たしている通知の到達により、6条において、ホスティングサービス提供者が違法コンテンツについての知識を有した又は認識したという要件を満たす（=以降は免責とはならない）ことになる（16条3項）。したがって、提供者は何らかの措置をとる必要がある。この制度のことを通知と行為メカニズム(notice and action mechanism)という（前文(50)）

(2)コンテンツ削除等の通知 16条が違法コンテンツの削除やアクセス遮断を求める個人や団体に対する規定である一方、次の17条は違法コンテンツをアップロードしたサービスの受け手（投稿者）に関するものである。すなわち、ホスティングサービス提供者が、(a)サービスの受け手から投稿された特定のコンテンツを削除あるいはアクセス遮断する、(b)報酬支払いの停止、打ち切りまたは制限、(c)サービス提供の全面的又は一部停止または打ち切り、(d)アカウントの停止または打ち切りにあたっては、これらの措置よりも前に、措置を決定したことと、決定に至った明白かつ特定された理由について、サービスの受け手(投稿者)に説明しなければならない（17条）。

なお、ホスティングサービス提供者が人の生命または安全に対する犯罪行為が行われ、または行われようとしていることを認識した場合には、加盟国の法執行機関又は司法当局へ直ちに通知しなけれ

ばならない (18 条)。

### 3 | オンラインプラットフォーム提供者に関する追加規定

オンラインプラットフォーム提供者に対しては、ホスティングサービス提供者への追加規定に加えて、違法コンテンツが存在した場合における紛争解決などの規定がある。適用範囲は図表 7 の通りである。

【図表 7】 オンラインプラットフォーム提供者への追加規定 (色付きが適用範囲)

ホスティングサービス	
オンラインプラットフォーム	オンライン検索エンジン
遠隔契約が可能なもの	
特に大きなオンラインプラットフォーム	特に大きなオンライン検索エンジン

- ①内部苦情処理システム(19条)・裁判外紛争処理制度対応(21条)
- ②信頼できる警告者(22条)
- ③サービス提供の停止・苦情処理制度利用の停止 (23条)
- ④紛争件数等に係る半期報告書の公表(24条)
- ⑤スラッジの禁止(25条)

(1)内部苦情処理システム・裁判外紛争処理機関 オンラインプラットフォーム (小規模なものを除く (19 条)) においては、サービスの受け手から投稿された情報が違法コンテンツまたは利用条件違反であった通知を受け取ったことによって、オンラインプラットフォーム提供者が次の(a)~(d)の決定を行った場合に、サービスの受け手 (通知を行った受け手を含む) が最低 6 か月の間は電子的かつ無料で、内部苦情処理システムに苦情を申し立てることができるようにしなければならない(20 条 1 項)。

- (a)情報の削除またはアクセス遮断、情報の可視性を制限するかどうかの決定
- (b)サービスの受け手に対するサービス提供の全体または一部の停止または打ち切りをするかどうかの決定
- (c)サービスの受け手のアカウントの停止または打ち切りをするかどうかの決定
- (d)サービスの受け手による情報で収益化することを停止、打ち切りまたは制限するかどうかの決定

申し立てられた苦情に対して、オンラインプラットフォーム提供者は適時、差別的でなく、誠実かつ非恣意的に対処すべき (20 条 4 項) こととされる。

内部苦情処理システムで解決することができないなどの場合に、サービスの受け手は、裁判外紛争処理手続きを選択することができる (21 条 1 項)。サービスの受け手およびオンラインプラットフォーム提供者は、紛争処理機関に誠実に関与する。ただし紛争処理機関は強制力を有する和解を強制することはできない (同条 2 項)。紛争処理機関は、デジタルサービス調整担当官(Digital Service Coordinator、後述。以下、調整担当官)によって指定が行われる (同条 3 項)。

また、オンラインプラットフォーム提供者は「信頼できる警告者」(Trusted flaggers)から提出された通知については上述 16 条の手続を通じて、優先的かつ遅滞なく処理・決定されるように必要な技術上、組織上の措置を取らなければならない(22 条 1 項)。信頼できる警告者の資格は、警告者になろうとする者(entity)からの申請に基づいて調整担当官(後述)によって授与される(同条 2 項)。

(2) サービス提供・苦情処理システム利用の停止 オンラインプラットフォーム提供者は、合理的な期間、かつ事前の警告を発したうえで、明白な違法コンテンツを頻繁に投稿するサービスの受け手(投稿者)に対するサービス提供を停止するものとする(23 条 1 項)。他方で、頻繁に根拠のない苦情を通知と行動メカニズムまたは内部苦情処理システムを通じて申立ててくるサービスの受け手(苦情申し立て者)に対して事前の警告を行った後、合理的な期間において、苦情処理システムの利用等を停止しなければならない(同条 2 項)。

(3) 半期報告の公表 オンラインプラットフォーム提供者は 13 条の報告に加えて、(a) 裁判外紛争解決機関に提出された紛争件数、紛争解決の結果等、(b) 明らかに違法なコンテンツの提供の件数、明らかに根拠のない通知の提出の件数、明らかに根拠のない苦情の提出により 23 条に基づき停止された件数を報告しなければならない(24 条 1 項)。提供者は、2023 年 2 月 17 日までに、およびその後少なくとも半年に一度、オンラインプラットフォームまたはオンライン検索エンジンごとに、過去半年間の平均として計算され、かつ、33 条(3)に基づいて定められた方法論に従って、域内における平均月間アクティブ利用者に関する情報を、そのオンラインインターフェイス上で公表しなければならない(同条 2 項)。

(4) スラッジの禁止 オンラインプラットフォーム提供者は、サービスの受け手を欺いたり操作したりするような方法で、またはサービスの受け手が自由で情報に基づいた意思決定を行う能力を著しく歪めたり損ねたりするような方法で、オンラインインターフェイスを設計、編成、または運用してはならない(25 条)。これはスラッジと呼ばれる、行動経済学による知見を用いて、不当に意思決定を動機付けさせようとする設計を禁止するものである。

その他、オンラインプラットフォームでの広告を公告として認識させるための表記の義務付け(26 条)、推奨システムに使用する主要なパラメータの開示(27 条)、未成年者のプライバシー、安全およびセキュリティを確保するための適切かつ相応の措置(28 条)が規定されている。

#### 4 | 遠隔契約を可能にするオンラインプラットフォーム提供者への追加規定

オンラインプラットフォーム提供者(小規模のものを除く(29 条))が消費者に対して、業者(traders)と遠隔契約を締結することを可能にしている場合に追加的な規定がある。適用範囲は図表 8 の通りである。

【図表 8】 遠隔契約が可能なオンラインプラットフォーム提供者(色付きが適用範囲)

ホスティングサービス	
オンラインプラットフォーム	オンライン検索エンジン
遠隔契約が可能なもの	
特に大きなオンラインプラットフォーム	特に大きなオンライン検索エンジン

- ①業者情報の事前受領・行政命令等による開示(30条)
- ②法令等を遵守するインターフェイスの設計(31条)
- ③違法な商品等が提供された場合の消費者への通知(32条)

(1)業者情報の受領・提供 オンラインプラットフォーム提供者は、業者から事前に、(a)住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、(b)IDのコピー、(c)業者の支払口座の詳細、(d)商業登記簿登録番号、(e)EU 準拠商品のみを販売するという自己証明書を得なければ、オンラインプラットフォームサービスを利用して販売促進を行い、あるいは消費者に製品やサービスを提供することはできない(30条1項)。

オンラインプラットフォーム提供者は法令に沿って加盟国の管轄当局又は欧州委員会による命令を含む、適用される法に従ってのみ第三者に対して情報を提供するものとする(同条6項)。また、上記(a)、(d)、(e)の情報については情報が掲載されているオンラインプラットフォームのインターフェイスに乗せて、サービスの受け手が知りうるようにしなければならない(同条7項)。

(2)インターフェイスの設計 オンラインプラットフォーム提供者は、そのオンラインインターフェイスが、適用される欧州規則に基づく契約前情報、コンプライアンスおよび製品安全情報に関する義務を業者が遵守できるように設計され、整理されていることを確保するものとする(31条)。

(3)消費者への通知 オンラインプラットフォームの提供者は、使用される手段にかかわらず、業者がそのサービスを通じて域内に所在する消費者に違法な製品又はサービスを提供したことを知った場合には、その提供者は、その連絡先がある限りにおいて、違法な製品又はサービスを購入した消費者に対し、(a)違法な商品・サービスであること、(b)トレーダーの身元、および(c)関連する救済手段を通知しなければならない(32条)。

## 5 | 特に大きなオンラインプラットフォーム等に関するシステムリスク管理についての追加規定

特に大きなオンラインプラットフォーム(very large online platform)および特に大きなオンライン検索エンジン(very large online search engine)にはシステムリスクに関する特則がある(以下、まとめて特に大きなオンラインプラットフォーム等という)。適用範囲は図表9の通りである。

【図表 9】 特に大きなオンラインプラットフォーム等に対する追加規定(色付きが適用範囲)

ホスティングサービス	
オンラインプラットフォーム	オンライン検索エンジン
遠隔契約が可能なもの	
特に大きなオンラインプラットフォーム	特に大きなオンライン検索エンジン

- ① システミックリスクの特定等(34条)
- ② リスク抑制のための措置(35条)
- ③ 危機発生時における欧州委員会の措置要求の決定

具体的には 4500 万人以上の月間アクティブユーザーがいるオンラインプラットフォーム等が指定され、規制が適用される (33 条 1 項)。特に大きなオンラインプラットフォーム等は、欧州委員会が各国の調整担当官との協議の上、指定する (同条 4 項)。

(1) システミックリスクの特定・分析・評価・抑制措置 特に大きなオンラインプラットフォーム等は、指定後、一年に最低一回は重要なシステミックリスクを特定、分析、評価しなければならない (34 条 1 項)。システミックリスクには以下のものを含む。

- (a) サービスを通じた違法コンテンツの流布
- (b) 人間の尊厳、個人的・家族生活への尊重、個人情報保護、メディアの自由と多元性を含む表現と情報の自由、差別禁止、子どもの権利、高水準の消費者保護といった基本的な権利行使に与える現実あるいは予測可能な悪影響
- (c) 市民の言説と選挙プロセス、および治安に対する実際のまたは予測可能な悪影響
- (d) ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生及び未成年者の保護並びにその者の身体的及び精神的健康に対する重大な悪影響に関連する実際の又は予見可能な悪影響

リスク評価を実施する際、特に大規模なオンラインプラットフォーム等の提供者は、特に、以下の要因が 1 項で言及されているシステミックリスクのいずれかに影響を及ぼすか否か及びどのように影響するかを考慮しなければならない (同条 2 項)。

- (a) 推奨システムおよびその他の関連するアルゴリズムシステムの設計
- (b) 提供者のコンテンツ修正システム
- (c) 適用約款及びその執行
- (d) 広告の選択・提示システム
- (e) 提供者のデータ関連の実務

特に大きなオンラインプラットフォームは、これらのリスクを抑制するために、オンラインインターフェイスなどのデザイン、特徴、機能を適応させることなどをはじめとした、合理的で比例的、かつ効果的な措置を取らなければならない (35 条)。

(2) 危機発生時の対応 危機が発生したときには、欧州委員会は理事会の勧告に基づき、(a) そのサ

ービスおよび利用が重大な脅威に著しく寄与しているか否か、寄与しているとすればどの程度か、寄与している可能性があるかどうか評価すること、(b)上記(a)によって特定された深刻な危機への寄与を防止又は制限するために、具体的、効果的かつ均衡ある措置を特定し、適用すること、(c)評価及びとられた措置その他の問題について定期的に報告することを求める決定をすることができる(36条)。

そのほか、特に大きなオンラインプラットフォームでは独立監査(37条)、レコメンドシステム(お勧め)の透明性確保(38条)、表示されたオンライン広告のリポジトリ化(=広告に関するデータの格納・開示)(39条)、調整担当官および欧州委員会によるデータアクセス確保(40条)、コンプライアンス担当役員任命(41条)、6か月ごとの情報開示(42条)、欧州委員会への監督料の支払い(43条)といった義務が定められている。

## 6 | 自主規制基準などの制定

欧州委員会は理事会に諮問し、16条に規定する通知と行動メカニズムの通知などに関する自主的な規格の策定を支援し、促進する(44条)。

また、欧州委員会及び理事会は、特に競争及び個人データの保護に関するEU法に従い、異なる種類の違法な内容及びシステミックリスクに対処するという具体的な課題を考慮しつつ、DSAの適切な適用に貢献するため、EUレベルでの自主的行動規範の作成を奨励し、促進するものとする(45条)。

そのほかにも欧州委員会は、オンライン広告のバリューチェーンの関係者のさらなる透明性に貢献するために、EUレベルでの自発的行動規範の作成を奨励し、促進するものとする(46条)。欧州委員会は、完全かつ効果的で平等な参加(アクセシビリティ)を促進するために、EUレベルでの行動規範の作成を奨励し、促進する(47条)。また欧州委員会は理事会からの勧告を受けた場合には、危機管理手順書を作成する(48条)。

## 6——導入・協調・罰則・強制(第4章)

### 1 | 管轄当局と協調

(1)調整担当官 加盟国はDSAの適用および執行に責任を有する所管当局(competent authorities)を指定する。また、所管当局から一名を調整担当官(Digital Service Coordinator)に任命する(49条)。調整担当官はDSAの執行の権限と責任を国内において負うとともに、他の加盟国との連携を行う。調整担当官は独立して権限を行使できることを各国において確保しなければならない(50条)。

調整担当官の権限については51条が定めている。以下のような権限がある。

(1)調査権限: 仲介サービス提供者や関係者に対する情報徴収権、施設検査権限、質問調査・記録権

(2)執行権限: 仲介サービス提供者からの確約計画(commitments)を受領して有効なものとする権限、違法行為の中止命令、制裁金(fines)の賦課権限、定期的な制裁金の賦課権限、重大な損害を回避するための仮処分権限

(3)他の手段で被害を防げない例外的な場合における措置権限: 経営ボード(取締役会など)に措置計画を策定させ、必要な措置をとること及び報告を求める権限、さらに深刻な被害がもたらされており、人の生命及び安全に脅威を伴う犯罪を含んでいるとみなす場合には司法機関に対してサービスの受け手のアクセスを

一時的に制限あるいは提供者のオンライン接続を一時的に制限することを要請する権限

(2)調整担当官の権限の確保 加盟国は DSA 違反行為に関する制裁金(penalties)に関するルールを制定することと、51 条に定められた権限を確実にするためのすべての可能な措置をとることとされる(52 条 1 項)。この制裁金は、違反行為と比例的である必要があり(同条 2 項)、年間収入または年間売り上げの 6%を上限とする範囲での制裁金を課すべきものとする(同条 3 項)。ただし、不正確・不十分あるいは誤導的な情報の提供、不正確・不十分あるいは誤導的な情報についての不回答・不修正および立入検査の拒絶に関する制裁金は、収入または売上高の 1%を超えないものとする(同項)。また一日当たりの制裁金を科す場合には一日当たり全世界売り上げまたは収入の 5%となるようにする(同条 4 項)。

サービスの受け手は DSA 違反を主張して、仲介サービス提供者に関する苦情申し立てを居住国の調整担当官に行うことができる(53 条)。

## 2 | 監督権限、共同監査および一貫性確保メカニズム

(1) 監督権限の所在 オンライン仲介サービス提供者への監督権限は提供者の主な設備(establishment)の所在地国に専属する(56 条 1 項)。ただし、特に大きなオンラインプラットフォーム等に関する特有の規定である 33 条~43 条に関しては欧州委員会が排他的な執行権限を有する(同条 2 項)。あわせて 33 条~43 条以外についても特に大きなオンラインプラットフォーム等に対する監督権限を欧州委員会が保有するが、33 条~43 条以外の規定にかかる案件について欧州委員会が手続を開始していない場合には、主要設備設置国が特に大きなオンラインプラットフォーム等への監督権限を行使する(同条 3 項)。

(2) 監督当局間の調整 調整担当官と欧州委員会は、本規則を一貫して効率的に適用するために、緊密に協力し、相互に援助しなければならない(57 条 1 項)。また、調整担当官は異なる国の調整担当官に対して情報の提供要請、調査権限の行使の要請等を行うことができる(同条 2 項)。

送信先の国の調整担当官は送信元の国の調整担当官に対してその権限の執行を要請することができるなどの調整規定がある(58 条)。そのほか、調整担当官が権限執行依頼を受けたが執行を行ったとの連絡がない場合などにおけるデジタルサービス欧州ボード(後述)から欧州委員会への案件の付託(59 条)、複数の調整担当官による共同調査(60 条)などの規定がある。

## 3 | デジタルサービス欧州ボード

DSA により、独立した諮問機関としてデジタルサービス欧州ボード(European Board for Digital Services、以下、欧州ボードという)が設置される(61 条 1 項)。欧州ボードの権限は(a)DSA の整合性のある適用の促進、各国の調整担当官の間の調整、および欧州委員会との効果的な協調への寄与、(b)新たに生じてくる問題について、欧州委員会、調整担当官及びその他の権限のある当局間のガイドラインの分析の調整と貢献、(c)特に巨大なオンラインプラットフォームの監督についての調整担当官と欧州委員会への支援である(同条 2 項、詳細は 63 条)。

欧州ボードは各国の調整担当官を代表するハイレベルの職員によって構成される(62 条 1 項)。1 加

盟国あたり 1 票の議決権を保有する（同条 3 項）。

#### 4 | 特に大きなオンラインプラットフォーム等の強化された監督

特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者への監督の該当は図表 10 の通りである。

【図表 10】

ホスティングサービス	
オンラインプラットフォーム	オンライン検索エンジン
遠隔契約が可能なもの	
特に大きなオンラインプラットフォーム	特に大きなオンライン検索エンジン

- ① 欧州委員会の調査権限(65条)
- ② 欧州委員会の手続き開始決定(66条)
- ③ 中間的措置(70条)、確約計画(71条)
- ④ 不遵守決定(73条)・制裁金賦課(74条)

(1) 欧州委員会の調査権限 欧州委員会は特に大きなオンラインプラットフォーム等に対する追加規定を遵守しているかの調査目的で 66 条以下に定める調査権限を行使することができる (65 条 1 項)。また、特に大きなオンラインプラットフォーム等が追加規定を遵守していないことによりサービスの受け手に深刻な影響を与える仕方で組織的な侵害を行っているという疑いを調整担当官が持った場合には、欧州委員会にその問題の評価を要求することができる (同条第 2 項)。

(2) 欧州委員会による手続き開始 欧州委員会は特に大きなオンラインプラットフォーム等が DSA 違反を行っていると思われるときには、不遵守決定(73 条)及び制裁金(74 条)の決定に向けて手続きを開始することができる (66 条)。欧州委員会は単純な要請または決定によって、特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者、取引先などの自然人及び法人に対して情報提供を求めることができる (67 条)。また、同様に欧州委員会は DSA 違反に関する情報収集目的で事情聴取に同意した自然人または法人に事情聴取することができる (68 条)。欧州委員会は特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者またはその者の施設において必要なすべての検査を行うことができる (69 条)。

(3) 中間的措置・確約計画 不遵守決定(73 条)を採択する可能性がある手続において、サービスの受け手に深刻な損害が生ずるおそれがあるために緊急性がある場合は、違反行為の疎明に基づいて、特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者に暫定的な措置を命ずることができる (中間的措置、70 条)。

これらの手続中に特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者が DSA 遵守を確保するための確約計画(commitments)を申し出た場合には欧州委員会は決定をもって、確約計画を拘束的なものとし、手続をこれ以上進める根拠がないことを宣言することができる (71 条)。

また、これらの手続を進めるにあたって、欧州委員会は特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者による DSA 規制の効果的な導入および遵守を監視 (monitor) する権限を有する (72 条)。

(4) 不遵守決定・制裁金賦課 欧州委員会は (a) DSA の関係規定、(b) 70 条の中間的措置、(c) 71 条により拘束力があるとされた確約計画のうち、一つ以上を遵守していないと判断した場合には不遵守決定を下すものとする (73 条)。不遵守決定が下された場合に、違反行為が故意 (intentionally) または過失 (negligently) によって行われたと欧州委員会が判断したときには、前年度の全世界売り上げの 6% を超えない範囲で特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者に制裁金を科すことができる (74 条 1 項)。そのほか、67 条の情報提供要求に対して不正確な情報を提供した等の理由で、特に大きなオンラインプラットフォーム等の提供者に対して、前年度全世界売り上げの 1% の制裁金を科す決定をすることができる (同条 2 項)。

これらのほか、強化された監督規定の活用 (75 条)、定期的な制裁金の賦課 (76 条)、制裁金賦課の期間制限 (77 条)、制裁金の執行期限 (78 条) などの規定がある。

## 7— 検討

DSA がどのような特徴を有するかを以下、主に日本法との比較によって検討することとしたい。

### 1 | 仲介サービス提供者の免責の規定の仕方

DSA の最初のポイントは、違法なコンテンツに関して被害を被った人からの損害賠償責任に関する免責を定めていることである。DSA は前提として、仲介サービス提供者が違法行為を行っているサービスの受け手 (投稿者) と故意に協力をしている場合に責任を負うとの考えを示している (前文 (20))。そのうえで、ホスティングサービスにおいては、①違法コンテンツを実際に知らないか明らかであると認識できなかったとき、あるいは②実際に違法コンテンツであることを知ったときに迅速にコンテンツ削除等を行ったときには、違法コンテンツにより被害を受けた人からの賠償責任は免責されるとする。つまり特定の場合に限って免責される。

これに対して日本のプロバイダ責任制限法<sup>5</sup>では、プロバイダが通信を防止することが技術的に可能である場合において、プロバイダが①他人の権利侵害を知っていたとき、あるいは②情報の流通を知っていて、他人の権利侵害を知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときを除き、賠償責任がないとする (法 3 条 1 項)。つまり、DSA が免責とされる場合を特に規定しているのに対し、プロバイダ責任制限法は責任を負う場合を特に規定している。

ここからは、DSA は知ってすぐに行動したということを仲介サービス提供者の側で主張すべきとされるため、DSA の方が仲介サービス提供者の責任を重くしているように見える。ただし、DSA ではサービスの受け手からの裏付けのある通知をもって、「実際の知識または認識を生じさせたもの」とみなす通知と行為メカニズム (notice and action mechanism) が導入されていることから、実務的にはさほ

<sup>5</sup> 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

どの差異が生ずることにはならないのではないかとと思われる。

## 2 | 紛争処理システムの仕組み

ホスティングサービスで違法コンテンツが存在した場合の主な流れとしては、①サービスの受け手からの申し出、及び申し出を受けた際の対応(16条)、②提供者がコンテンツ修正(削除等)を行う場合における投稿者への事前通知(17条)の二つがある。さらにオンラインプラットフォームでは、③内部苦情処理システムにおいて、投稿者・申出を行ったサービスの受け手等からの苦情を処理する手続(20条)、④内部苦情処理システムで解決できない場合の裁判外紛争処理手続(21条)が定められている。

プロバイダ責任制限法ではこれらの手続に関する規程はない。唯一、自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び理由(以下、侵害情報等)を示して送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、特定電気通信役務提供者が、送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを発信者に照会した場合において、7日を経過しても発信者から送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったときには特定電気通信役務提供者は発信者に対して賠償責任を負わないとする規定がある(同法3条2項2号)。手続を定めているとみられるのはここだけである。

なお、デジタルプラットフォーム透明化法<sup>6</sup>では、デジタルプラットフォーム提供者は商品等提供利用者から苦情又は協議を申し入れるための方法を開示しなければならない(同法5条2項1号)とされている。これはデジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者間の理解促進のためという同法5条を具体化したものだが、商品等提供利用者でない一般利用者(投稿者、閲覧者含む)との間の紛争解決には何も触れていない。この点は、日本法での導入についての検討が必要なのではないかと思われる。

## 3 | デザインとしてのコンプライアンス

オンラインプラットフォームにおいては、サービスの受け手の意思を歪ませるようなインターフェイスの構築・運用は禁止される(25条)。また、広告であることの明示(26条)、推奨システムの主要パラメータの開示(27条)、未成年者の保護規定(28条)といった一定のコンプライアンス義務が課せられている。また、遠隔契約が可能なオンラインプラットフォームにおいては欧州規則に基づく契約前情報、コンプライアンス・製品安全情報を確保できるように設計されていることを確保しなければならない(31条)。すなわち Compliance by design である。

日本において該当する規定としては、差し当たり、デジタルプラットフォーム透明化法における、商品に順位を付す場合に順位を決定する(=ランキングする)ために用いる主要な事項の開示義務がある(同法5条2項2号)。また、特定商取引法においては、デジタルプラットフォームを含む通信販売において、①申込み書面または申込み画面への表記規制、②誤認表示の禁止(以上、同法12条の6)および③申し込みの撤回等妨害の禁止(同法13条の2)が定められている。また優良誤認などは景品

<sup>6</sup> 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

表示法などで規制対象となるだろう（同法5条）。さらに取引DPF消費者保護法<sup>7</sup>では、販売業者等による商品等の表示に関して、消費者から苦情を受けた場合に調査等を行って表示の適正さを確保するための措置が求められる（同法3条1項）<sup>8</sup>。

注目したいのは、未成年者に対するオンライン保護である。DSAでは未成年であることが合理的な確信をもって認識される場合、その個人情報を使用したプロファイリングに基づいて広告を表示してはならないとされている（28条2項）。具体的にはガイドラインが作成される模様である（同条4項）。日本においては未成年とネットの関係について、あまり議論が深まっていないと思われる。たとえば個人情報利用の同意について、特に年少な未成年者本人だけの同意ではそもそも有効な同意として取り扱うことが可能なのかという問題もある。今後の議論に期待したい。

#### 4 | システミックリスク

特に大きなオンラインプラットフォーム等においてはシステミックリスクの特定・分析・評価を行うことが求められ（34条）、提供者はリスク抑制のための合理的で比例的、かつ効果的な措置をとる（35条）。そして危機が発生した場合には欧州委員会は提供者に対して措置命令を出すことができる（36条）。

この規定は違法コンテンツが単発的にデジタルプラットフォーム上に掲載されるといったことを超えて、システミックとまで言える事態を前提としている。この規定は、たとえばケンブリッジ・アナリティカ事件を想定すると理解できるだろう。ケンブリッジ・アナリティカ事件とは各種報道を総合すると、まずケンブリッジ・アナリティカ社がFacebook（現メタ）の過去の個人データを大量に保有していた。そして、同社はアメリカ大統領選やブレグジットについての投票にあたって、これら個人データをベースとして、有権者に特定の投票行動をとるように誘導したというものである。このような選挙プロセスへの影響も考慮されることがある（前文(82)）。

日本においてこのような規定が必要かどうかは判断が難しい。ただ、たとえば悪質なフェイクニュースが幅広く拡散し、特定人物また特定層の人に重大な不利益が生ずることが発生することは想定できるため、このような規定の導入は検討されてもよいと考える。

## 8—おわりに

DSAは違法コンテンツと主張されるコンテンツを投稿した者と、その他のサービスの受け手（権利侵害を受けた者とは限らない）との間の紛争を調整する規則である。この規則を構築するにあたっては、二つの側面からの検討が必要である。一つは違法コンテンツによって権利が侵害された者の保護であること、これは当然である。もう一つはたとえば専門のYouTuberのYouTubeへの動画投稿といった、違法コンテンツと主張されるコンテンツを投稿したことによる収入はく奪という極めて現実的な問題がある。

<sup>7</sup> 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律

<sup>8</sup> さらに内閣総理大臣は重要事項について優良誤認をするなどの表示を行う所在不明の事業者の利用の停止を要請することができる（同法4条1項）。

直近の話題を見ていると、たとえば著作権侵害理由による著作権者からデジタルプラットフォーム提供者宛てにコンテンツの掲載停止請求はよくある問題のようだ。これに関連して、著作物を権利者の了解なしに利用できる「原著作物の公正な引用」（著作権法 32 条）という条文がある。この引用の範囲を超えるかどうかはその解釈の部分が大きいので、投稿者および著作権侵害を主張する者との間の紛争解決の仕組みが必要である。そして DSA ではデジタルプラットフォーム提供者の内部苦情処理システムでこれらの問題を解決するという方法がとられている。

一方、日本のプロバイダ責任制限法では、デジタルプラットフォーム提供者が対応することを原則としつつも、どちらかといえば、権利侵害を受けたとされる者が、投稿者がどこの誰であるかを特定し、損害賠償を行うことを中心に法律が立てつけられているという特色がある。デジタルプラットフォーム提供者は内部苦情処理システムの設置も裁判外紛争処理機関との協力も定められていない。

しかし、特定層に対する誹謗中傷など、当人の具体的権利侵害を前提とせず対応が必要なケースもありえるので、プロバイダ責任制限法では必ずしも有効でないケースもありそうだ。DSA のようなデジタルプラットフォーム提供者を中心とした内部苦情処理システムを中心とした利害調整の制度を検討することには意義があると考えられる。